

## 障がい福祉サービス等の従事者を対象とした研修について

平成31年度における障がい福祉サービス事業所等の従事者養成研修を下記のとおり計画しています。各事業所におかれましては、従事者の計画的な受講に努めていただきますようお願いいたします。

### ■相談支援従事者研修

大阪府では、平成25年度より、民間の研修事業者を指定して相談支援従事者初任者研修及び現任研修を実施しています。

また、大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、相談支援専門員のスキルアップのため、相談支援従事者専門コース別研修を実施します。

#### 1 初任者研修

##### (1) 対象者

相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者に従事する予定の方

##### (2) 実施内容

① 相談支援専門員に従事予定の方 →相談支援従事者初任者研修5日課程

② サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に従事予定の方 →相談支援従事者初任者研修2日課程

※ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に従事する予定の方は、サービス管理責任者研修あるいは児童発達支援管理責任者研修と、相談支援従事者初任者研修2日課程の両方を修了することが必要です。受講漏れのないよう、留意してください。

##### (3) 実施時期等（予定）

研修機関	大阪府障害者福祉事業団	大阪府社会福祉事業団	大阪市障害者福祉・スポーツ協会
募集期間	2019(平成31)年4月8日から 2019(平成31)年4月24日	2019(平成31)年7月1日から 2019(平成31)年7月19日	2019(平成31)年9月9日から 2019(平成31)年10月4日
研修期間	2019(平成31)年7月10日から 2019(平成31)年9月6日	2019(平成31)年10月23日から 2019(平成31)年11月26日	2019(平成31)年12月18日から 2020(平成32)年2月28日
会場	堺市内	講義:堺市内、演習:大阪市内	大阪市内
ホームページ	<a href="http://www.sjf-osaka.net/">http://www.sjf-osaka.net/</a>	<a href="http://www.osj.or.jp/index2.html">http://www.osj.or.jp/index2.html</a>	<a href="http://supokyo-kensyu.org/">http://supokyo-kensyu.org/</a>

#### 2 現任研修

##### (1) 対象者

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する方

※ 現任研修は、初任者研修を修了した日の翌年度を初年度とし、以降5年度ごとの各年度末日までに受講していただく必要があります。定められた期間内に現任研修を受けなければ、相談支援専門員として従事できなくなりますので必ず受講してください。

【現任研修受講のイメージ（例）】

年度 初任者研修等 修了年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
25	○	←				→	←					→
26		○	←				→	←				→
27			○	←				→	←			
28				○	←				→	←		
29					○	←				→	←	
30						○	←					→
31							○	←				→

- ……初任者研修等修了年度  
 ←→ ……現任研修を受講すべき期間。この期間（5年度ごと）で1回以上現任研修を受講すること。

(2) 実施時期等（予定）

研修機関	大阪府障害者福祉事業団	大阪市障害者福祉・スポーツ協会	大阪府社会福祉事業団
募集期間	2019(平成31)年8月19日から 2019(平成31)年9月4日	2019(平成31)年9月2日から 2019(平成31)年9月20日	2019(平成31)年11月11日から 2019(平成31)年11月29日
研修期間	2019(平成31)年11月8日から 2019(平成31)年11月29日	2019(平成31)年12月23日から 2020(平成32)年1月22日	2020(平成32)年2月26日から 2020(平成32)年3月6日
会場	堺市内	大阪市内	大阪市内
ホームページ	<a href="http://www.sjf-osaka.net/">http://www.sjf-osaka.net/</a>	<a href="http://supokyo-kensyu.org/">http://supokyo-kensyu.org/</a>	<a href="http://www.osj.or.jp/index2.html">http://www.osj.or.jp/index2.html</a>

3 専門コース別研修（スキルアップ研修）

(1) 対象者

相談支援専門員

(2) 内容

地域移行・地域定着支援、フォローアップ、指導者育成（ファシリテーション）、主任養成等のコースを予定

4 研修の詳細について

日程・会場等の詳細や募集開始については、決定次第、障がい福祉室地域生活支援課ホームページに掲載します。

HPアドレス

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/soudanshienkensyu.html>

5 お問い合わせ先

大阪府障がい福祉室地域生活支援課地域生活推進グループ

TEL 06-6941-0351 内線2456

## ■サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修

平成31年度より、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者に係る研修制度が見直され、これまで分野ごとに実施していた研修を統合した上で、基礎研修、実践研修に分けた段階的な研修となります。あわせて、現任者を対象とした更新研修を創設いたします。研修制度の見直しについては、別添「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて」（平成30年3月14日実施：厚生労働省障害福祉関係主管課長会議資料）をご確認ください。

なお、実践研修は2021（平成33年度）からの開始となります。更新研修につきましては、日程決まり次第下記HPアドレスにてお知らせします。

大阪府では、平成24年度より民間の研修事業者を指定してサービス管理責任者等研修を実施しています。

### 【基礎研修】

#### 1 研修対象者

##### ＜サービス管理責任者基礎研修＞

指定障がい福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有するもの

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	5年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。）	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務期間が同時期でも可）	3年

##### ＜児童発達支援管理責任者基礎研修＞

指定障がい児入所施設及び指定障がい児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有するもの

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。）	3年
国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務期間が同時期でも可）	1年

#### 2 基礎研修実施時期等（予定）

研修機関	大阪府社会福祉事業団	大阪府地域福祉推進財団	大阪府障害者福祉事業団
募集期間	2019(平成31)年5月7日から 2019(平成31)年5月24日	2019(平成31)年8月1日から 2019(平成31)年8月27日	2019(平成31)年10月15日から 2019(平成31)年11月1日
研修期間	2019(平成31)年8月20日から 2019(平成31)年9月20日	2019(平成31)年10月30日から 2019(平成31)年12月18日	2020(平成32)年1月17日から 2020(平成32)年3月19日
会場	大阪市内・堺市内	大阪市内	堺市内
ホームページ	<a href="http://www.osj.or.jp/index2.html">http://www.osj.or.jp/index2.html</a>	<a href="http://www.fine-osaka.jp/">http://www.fine-osaka.jp/</a>	<a href="http://www.sj-osaka.net/">http://www.sj-osaka.net/</a>

日程・会場等の詳細や募集開始については、決定次第、障がい福祉室地域生活支援課ホームページに掲載します。

#### HPアドレス

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/sabikankensyu.html>

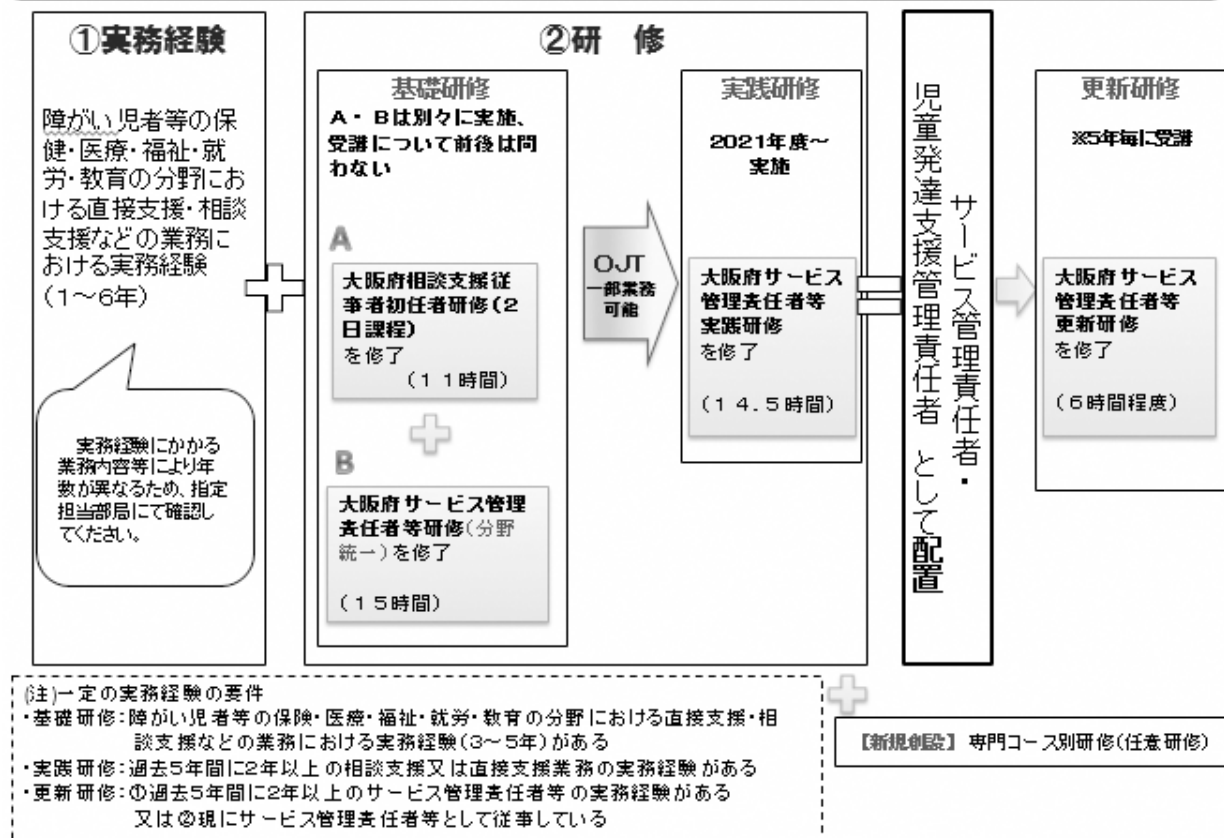
3 お問い合わせ先

大阪府障がい福祉室地域生活支援課地域生活推進グループ

TEL 06-6941-0351 内線2456

4 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件



■障がい者ホームヘルパー知識習得（居宅介護職員初任者）研修

1 対象者

- ① 介護職員初任者研修及び訪問介護員（2級）養成研修修了者で、障がい者ホームヘルパー（居宅介護従業者）として活動を希望する方
- ② その他、居宅介護に従事することを希望する方

2 実施時期

平成31年度の研修は、7月末頃から開始する予定です。詳しい日程、申込方法等の詳細については、決定次第、大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課のホームページ等を通じて告知します。

HPアドレス

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiiikiseikatsu/shogai-chiki/index.html>

3 お問い合わせ先

大阪府福祉部障がい福祉室 地域生活支援課 地域生活推進グループ

TEL 06-6944-6671 内線2456 FAX 06-6944-2237

## ■強度行動障がい支援者養成研修

大阪府では、障がい福祉サービス従業者等を対象に、強度行動障がいの状態を示す方に対し、適切な支援を行う職員及び適切な障がい特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材養成を進めることを目的として、平成27年度より、強度行動障がい支援者養成研修基礎研修及び実践研修を実施しています。

### 1 基礎研修

#### (1) 目的

強度行動障がいの状態を示す者の障がい特性の理解及び支援方法を習得し、行動障がい児者に対する適切な支援を実施できる従事者の養成

#### (2) 対象者

原則として、大阪府内の障がい福祉サービス等事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者。

#### (3) 実施内容 講義、演習 2日間

#### (4) 実施時期等（予定）

<1日目（講義）>令和元年9月3日、9月25日のうち1日間

<2日目（演習）>令和元年9月9日、11日、10月1日、3日、7日のうち1日間

### 2 実践研修

#### (1) 目的

強度行動障がいの状態を示す者に対し、適切な障がい特性の評価及び支援計画の作成ができ、他の従事者に支援方法の伝達ができる従事者の養成

#### (2) 対象者

強度行動障がい支援者養成研修基礎研修修了者で、原則として、大阪府内の障がい福祉サービス等事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者。

#### (3) 実施内容 講義、演習 2日間

#### (4) 実施時期等（予定）

<1日目>令和元年12月9日、12月10日のうち1日間

<2日目>令和元年12月12日、16日、17日、19日のうち1日間

### 3 研修の詳細について（申込方法等の詳細については、下記ホームページ等を通じて告知します。）

HPアドレス <http://www.pref.osaka.lg.jp/chikiseikatsu/shogai-chiki/kyoukoukenshu.html>

基礎研修(6月頃掲載予定) <http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/kyoukou-kiso/index.html>

実践研修(8月頃掲載予定) <http://www.pref.osaka.lg.jp/sunagawa/sunagawa/oshirase.html>

### 4 お問い合わせ先

<基礎研修>大阪府障がい者自立相談支援センター（強度行動障がい基礎研修担当）TEL 06-6692-5261

<実践研修>大阪府立砂川厚生福祉センター 総務企画課 TEL 072-482-2881（代表）

<研修全般に関すること>大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課 TEL 06-6941-0351 内線 6671

### 5 その他

- ・大阪府では、「強度行動障がい支援者養成研修（基礎・実践研修）」の実施に伴い、平成27年度より「行動援護従業者養成研修」は実施していませんでしたが、平成30年度より「行動援護従業者養成研修」の研修事業者の指定を行っております。「行動援護従業者養成研修」の実施スケジュールについては、研修事業者にお問い合わせください。

HPアドレス <http://www.pref.osaka.lg.jp/chikiseikatsu/shogai-chiki/kodoengo.html>

- ・施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障がい児入所施設の重度障がい者支援加算等の経過措置については、平成31年3月31日をもって終了しておりますので、ご注意ください。

★サービス等利用計画・障がい児支援利用計画の作成（指定特定相談支援、指定障がい児相談支援）について

1. サービス等利用計画・障がい児支援利用計画の作成について

- 障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、平成27年度からは、支給決定の申請（変更・更新を含む）をした方すべてに、市町村はサービス等利用計画・障がい児支援利用計画（以下、「計画」という。）の提出を求めることとされています。

※市町村の相談支援体制の整備にあたっての喫緊の課題ですので、ご協力をお願いします。

2. サービス内容

○ 支給決定時（サービス利用支援・障がい児支援利用援助）

- ・ 支給決定又は支給決定の変更前に、計画案を作成。
- ・ 支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成。

○ 支給決定後（継続サービス利用支援・継続障がい児支援利用援助）

- ・ 厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う（モニタリング）。
- ・ サービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨。

（障害者総合支援法の計画相談支援の対象者）

- ・ 障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がい者
- ・ 障がい福祉サービスを利用するすべての障がい児

※ 介護保険サービスと障がい福祉サービスの両方を利用する場合については、市町村が介護保険制度の居宅介護支援計画で足りると判断する場合は、サービス等利用計画の作成を求めないことも可。

（児童福祉法の障がい児相談支援の対象者）障がい児通所支援を利用するすべての障がい児

3. 事業の実施者（市町村が指定する特定相談支援事業者・障がい児相談支援事業者（計画作成担当））

（指定手続）

- 「総合的に相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者」が、事業所の所在地を管轄する市町村長に申請し、当該市町村長が指定。
- 「総合的に相談支援を行う者」の基準については、以下を満たす事業者とする。
  - ① 三障がい対応可（他の事業所との連携により、可能な場合を含む。）
  - ② 医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること
  - ③ 計画的に研修や事例検討を行う体制を整えていること

（人員基準）

- 管理者及び相談支援専門員

※ 事業所ごとに、専従の者を配置しなければならない（地域相談支援との兼務は可）。ただし、業務に支障のない場合は、当該事業所の他の職務等に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

<計画相談支援費>	注	注	注	注
基本部分	居宅介護支援費重複減算Ⅰ	居宅介護支援費重複減算Ⅰ	介護予防支援費重複減算	特別地域加算
イ サービス利用支援費				+15/100
(1) サービス利用支援費（Ⅰ）（1月につき1,458単位）	-552単位	-854単位		
(2) サービス利用支援費（Ⅱ）（1月につき729単位）		-125単位		
ロ 継続サービス利用支援費				
(1) 継続サービス利用支援費（Ⅰ）（1月につき1,207単位）	-602単位	-904単位	-9単位	
(2) 継続サービス利用支援費（Ⅱ）（1月につき603単位）		-300単位		
ハ 経過的サービス利用支援				
(1) 経過的サービス利用支援費（Ⅰ）（1月につき1,611単位）	-705単位	-1,007単位	-112単位	
(2) 経過的サービス利用支援費（Ⅱ）（1月につき806単位）		-202単位		
ニ 経過的継続サービス利用支援費				

(1) 経過の継続サービス利用支援費 (I)	-705 単位	-1007 単位	-112 単位	
(2) 経過の継続サービス利用支援費 (II)	-50 単位	-352 単位		

利用者負担上限管理加算 (1回につき+150 単位)	
初回加算 (1月につき 300 単位を加算)	
特定事業所加算	イ 特定事業所加算 (I) (1月につき+500 単位)
	ロ 特定事業所加算 (II) (1月につき+400 単位)
	ハ 特定事業所加算 (III) (1月につき+300 単位)
	ニ 特定事業所加算 (IV) (1月につき+150 単位)
入院時情報連携加算	イ 入院時情報連携加算 (I) (1月につき+200 単位)
	ロ 入院時情報連携加算 (II) (1月につき+100 単位)
退院・退所加算 (3回を限度) (1回につき+200 単位)	
居宅介護支援事業所等連携加算 (1月につき+100 単位)	
医療・保育・教育機関等連携加算 (1月につき+100 単位)	
サービス担当者会議実施加算 (1月につき+100 単位)	
サービス提供時モニタリング加算 (1月につき+100 単位)	
行動障がい支援体制加算 (1月につき+35 単位)	
要医療児者支援体制加算 (1月につき+35 単位)	
精神障がい者支援体制加算 (1月につき+35 単位)	
地域生活支援拠点等相談強化加算 (月4回を限度) (1回につき+700 単位)	
地域体制強化共同支援加算 (月1回を限度) (1回につき+2,000 単位)	

<障がい児相談支援費>

	注
基本部分	特別地域加算
イ 障がい児支援利用援助費	+15/100
(1) 障がい児支援利用援助費 (I) (1月につき 1,620 単位)	
(2) 障がい児支援利用援助費 (II) (1月につき 811 単位)	
ロ 継続障がい児支援利用援助費	
(1) 継続障がい児支援利用援助費 (I) (1月につき 1,318 単位)	
(2) 継続障がい児支援利用援助費 (II) (1月につき 659 単位)	

利用者負担上限額管理加算 (1回につき+150 単位)	
初回加算 (1月につき+500 単位)	
特定事業所加算	イ 特定事業所加算 (I) (1月につき+500 単位)
	ロ 特定事業所加算 (II) (1月につき+400 単位)
	ハ 特定事業所加算 (III) (1月につき+300 単位)
	ニ 特定事業所加算 (IV) (1月につき+150 単位)
入院時情報連携加算	イ 入院時情報連携加算 (I) (1月につき+200 単位)
	ロ 入院時情報連携加算 (II) (1月につき+100 単位)
退院・退所加算 (3回を限度) (1回につき+200 単位)	
医療・保育・教育機関等連携加算 (1月につき+100 単位)	
サービス担当者会議実施加算 (1月につき+100 単位)	
サービス提供時モニタリング加算 (1月につき+100 単位)	
行動障がい支援体制加算 (1月につき+35 単位)	
要医療児者支援体制加算 (1月につき+35 単位)	
精神障がい者支援体制加算 (1月につき+35 単位)	
地域生活支援拠点等相談強化加算 (月4回を限度) (1回につき+700 単位)	
地域体制強化共同支援加算 (月1回を限度) (1回につき+2,000 単位)	